

令和 7 年度事業計画

1 暴力団情勢

(1) 勢力

(令和 6 年末現在)

	工 藤 会	道 仁 会	福 博 会	太 州 会	浪 川 会	そ の 他	合 計
構 成 員 等	150	150	50	70	80	140	650
(前年比)	-10	-10	-10	±0	±0	-10	-40
準構成員等	70	90	70	30	30	50	330
(前年比)	-10	-30	±0	-10	±0	-10	-60
合 計	230	240	120	90	110	190	980
(前年比)	-20	-40	±0	-10	-10	-30	-100

※ 各組織の構成員数は、概数である。(福岡県警のホームページから抜粋)

(2) 動向

- 公共工事等の利権に絡む活動は見受けられない
- 匿名性、流動性の高い犯罪者集団との関与を強め資金を獲得
- 依然として違法薬物の密売やみかじめは継続

2 事業の目的（定款第 3 条）

公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）による不当な行為を予防するための広報活動を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする。

3 理事会及び評議員会の開催

(1) 令和 7 年度第 1 回理事会

令和 7 年 5 月 9 日に招集し、令和 6 年度の事業結果報告及び収支決算報告等についての決議を諮る。

※ 第 2 回理事会は、令和 8 年 3 月に開催予定である。

(2) 令和 7 年度定時評議員会

令和 7 年 5 月 2 9 日に招集し、令和 6 年度収支決算報告等について決議を諮る。

4 事業計画

(1) 公1事業

ア 広報活動（法第32条の3第2項第1号 定款第4条第1項第1号）

- 暴力団排除意識の啓発
 - ・ 会報「県民の絆」の制作、配布
 - ・ 暴排冊子の購入・配布
 - ・ 広報グッズの購入・配布
 - ・ 自治体、企業等への講師派遣
- 暴力追放福岡県民大会の開催
福岡市との共同開催（11月13日）
- センター事業の広報
ホームページ記事の更新

イ 少年指導（法第32条の3第2項第10号 定款第4条第1項第10号）

- 福岡県少年ボランティア協会と連携した少年指導員に対する研修

ウ 調査研究活動（定款第4条第1項第12号）

- 民事介入暴力研究会
- 全国・他都道府県センターとの研究会等への参加
- 公刊資料の購入・活用

エ 監視活動（定款第4条第1項第11号）

- 暴力監視員の委嘱と活動促進
- 暴力監視員研修会の開催（年度内に1回）

(2) 公2事業

ア 相談活動（法第32条の3第2項第3号 定款第4条第1項第3号）

- 暴力団被害集中相談日の開設（10月18日）
県内3会場（福岡市・北九州市・久留米市の各市役所）で開設予定
- 民事介入暴力特別相談日の開設
第1・第3水曜日センター内に開設
- 属性照会対応は随時

イ 少年対策（法第32条の3第2項第4号 定款第4条第1項第4号）

- 少年課とタイアップしSNSを利用する啓発活動
- 高校生を対象とした暴迫ポスターコンクールの開催

ウ 離脱・就労支援活動（法第32条の3第2項第5号 定款第4条第1項第2号）

- SNSを利用した離脱・雇用援助事業の広報活動

- 暴力団離脱希望者への資金援助
- 離脱者を雇用した協賛企業への給付金制度及び身元保証制度の適用
- 離脱・雇用対策連絡会の開催と関係機関との連携
- 離脱・雇用を支援している民間団体との連携
- 離脱者の銀行口座開設支援

(3) 公 3 事業

ア 暴排組織援助活動（法第 3 2 条の 3 第 2 項第 2 号 定款第 4 条第 1 項第 2 号）

- 自治体・民間暴排組織の援助
- 自治体等が開催する暴迫大会への援助

イ 不当要求防止責任者講習（法第 3 2 条の 3 第 2 項第 7 号 定款第 4 条第 1 項第 7 号）

- オンライン開催の定着化
- オンライン受講困難者に対する対面講習の開催
- 講習内容の充実～アンケート結果の反映

ウ 不当要求情報管理機関援助活動（法第 3 2 条の 3 第 2 項第 8 号 定款第 4 条第 1 項第 8 号）

- 不当要求情報管理機関との情報交換
 - ・ （公財）モーターボート競争保安協会
 - ・ 日本証券業協会九州地区協会
 - ・ （公財）日本競馬保安協会関西本部

エ 被害者救援活動（法第 3 2 条の 3 第 2 項第 9 号 定款第 4 条第 1 項第 9 号）

- 暴力団犯罪被害者への見舞金の支給
- 損害賠償請求訴訟等援助

オ 差止請求訴訟（法第 3 2 条の 3 第 2 項第 6 号 定款第 4 条第 1 項第 6 号）

- 暴力団事務所使用差止訴訟
 - ・ 代理訴訟による県民への圧力阻止と人格権の保護
 - ・ 使用差止訴訟の効果として事務所の撤去を目指す

5 安定した財政基盤の確立

- (1) 資産運用の見直しと補助金の適正執行
- (2) 各種機会を捉えた、賛助会員の募集活動
- (3) 市町村からの寄付金等の募集活動

以上